

## 高知地方・家庭裁判所合同委員会（第17回）議事概要

### 1 日 時

平成24年1月27日（金）

午後3時から午後4時55分まで（地方・家庭裁判所合同委員会）

### 2 場 所

高知地方・家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員（五十音順，敬称略）

##### ア 地方裁判所委員会委員

北 野 彰（家庭裁判所委員会委員を兼任），小 泉 武 嗣，近藤 善 資，澤 村 富美子，竹 村 晴 光，平 出 喜 一，細 川 隆 弘，明 神 康 喜，山 田 知 司（家庭裁判所委員会委員を兼任）

##### イ 家庭裁判所委員会委員

石 田 正 俊，大 垣 貴 靖，川 添 宣 和，北 野 彰（地方裁判所委員会委員を兼任），小 松 健，島 田 京 子，藤 田 鉦 子，溝 淵 悦 子，山 田 知 司（地方裁判所委員会委員を兼任）

#### (2) オブザーバー

中 村 良 一（高知地方裁判所民事次席書記官），池 田 税（高知家庭裁判所主任家庭裁判所調査官）

#### (3) 事務担当者等

下 田 厚 郎（高知地方・家庭裁判所事務局長），西 田 康 裕（高知地方裁判所民事首席書記官），山 崎 晃（高知地方裁判所刑事首席書記官），棚 田 正 之（高知家庭裁判所首席家庭裁判所調査官），北 淵

厚子（高知家庭裁判所首席書記官），和田 完（高知地方裁判所事務局総務課長），櫻川 喜生（高知家庭裁判所事務局総務課長），大西 光（高知地方裁判所事務局総務課課長補佐），長野 時夫（高知家庭裁判所事務局総務課課長補佐）

#### 4 議事

##### (1) テーマ

DVに関係する事件の現状について

##### (2) 意見交換等

ア 中村良一オブザーバーから，高知地方裁判所におけるDVによる保護命令事件についての説明が行われた。

イ 池田税オブザーバーから，高知家庭裁判所におけるDV事案に対する対応についての説明が行われた。

ウ 意見交換（委員，主に説明を担当した委員又はオブザーバー）

(ア) 各委員の職場においてDVについて配慮している事項（子への配慮等も含めた事例紹介）

保育園の園長をしていた時分，市役所のケースワーカーを通じて入園した園児がいましたが，入園の際にケースワーカーから，保護者との会話の中ではDVの被害に遭ったことには触れないようにと言われました。結果として，そのような会話をせずに済みました。

私は内科医師ですが，患者に妙な外傷があれば，個別に説明を聞くようにしています。

DVという訳ではないのですが，離婚後の母親が連れてくる子供を保育園に入園させた場合，父親が保育園に来て子供に合わせると言ってくるケースが頻繁にあります。母親からは絶対に会わせないでほしいと言われるのですが，父親は酒を飲んで来園するケースが多いので，納得してもらうことが難しいです。保育園は女性ばかりの職場ですので，父親

への対処は苦労しますが、子供に会わせることは出来ないのです、外で遊んでいるときにフェンスの向こうから見てあげてくださいと説明して納得してもらおうケースが年間に2, 3件はあったと思います。

私は報道関係の仕事をしていますが、小学校の入学式を撮影する際に先生から、DVで逃げてきた子供なので映像を残さないでほしいと言われたケースがありました。その部分については、チェック後テープから消去するようにしました。

(1) DVに関係する保護命令事件や離婚調停事件において、被害者に配慮すべき点及び加害者に配慮すべき点について

配偶者暴力相談支援センターの所長にDVの現状を確認してきましたが、私が知っている以前の状況と全く変わっていませんでした。被害者への配慮が完璧であればDV対策は心配ないのではないかという考えがあるかもしれませんが、加害者については、その人格形成は生い立ちからの生活環境が影響し、中には心の病を患っている人もいるかもしれません。これらを配慮して、加害者の意識に働きかける対応が必要だと思われる。

また、DVの相談にやって来たり、離婚調停の申立てをするのはよほどの場合で、殆どの場合被害者は表に出てきません。だから、相談や調停の担当者には、そのような思いでやってきた人なんだという意識を持って接してほしいと思います。

DV事案の対応としては、力づくでも加害者と引き離すのが基本的な対応に思えますが、それでは根本的な解決にはならないと思います。原因に切り込んだ対応が何か必要ではないでしょうか。

DVの被害者は圧倒的に女性が多いので、そういう意味では単純に男女間の公平性、中立性を念頭において考えるべきではないと思います。女性特有の配慮や、男性のしつこさも考慮して、ある程度加害者である

男性から距離をおいて女性を守るということは必要だと思います。

保護命令で守られる期間は6か月ということですが、その後はどうなるのですか。

諸事情により、引き続き加害者からの暴力等の恐れがある場合には、申立てをしていただき、事案に応じて再度の保護命令を出すことがあります。

昨年、DVが原因で離婚したところ加害者が市町村役場で被害者の住所を調べて殺人事件になったニュースがあったと思いますが、DVに関係する事件について、裁判所から市町村役場に連絡はしないのですか。

市町村役場に対して、保護命令を受けているので住所を尋ねてきても住民票を交付しないでほしいという申立てをすれば、被害者の住所等を開示しないように扱ってもらえます。

最近、千葉、長崎でDVに関係する殺傷事件がありましたが、男性の異常性癖だとか、再犯についての話を聞くと、保護命令だけで足りるのかという思いもあります。DV防止法は有効だとは思いますが、加害者矯正プログラムのものが必要だと思います。

以前、被害者の友人に対する保護命令が無いことで、友人を使って子供を奪い返そうとしたケースがあったと思います。そういう事態が発生してしまったという点では、今の保護命令手続は完全ではないのかなと思います。

DVについて、今起こっている事案に対して手当をしていることは分かりましたが、DVの現状とともに何故DVが起こるのかという原因について、もっと世の中に知らしめる必要があると思います。

最近デートDVが問題視されていて、男性が交際相手の携帯電話を常に監視したり、一日中交際相手の行動を監視したりすることが問題になっていますが、女子学生の中にはそれをDVとっておらず、自分のこ

とを好きだからそうするのだと思っっていることがあります。教える側としては、それがDVだと授業の中で教えているのですが、DVについて指導するための授業時間が年間1時間程度しかないことから、なかなか理解してもらえない状況にあります。また、現在は中学、高校と低年齢から男女が付き合うようになってきているので、授業も低年齢から始めるべきだと思いますし、DVは暴力だけではなくて、つきまといも含まれるということを説明すべきだと思います。

暴力には連鎖があり、日常的に暴力が振るわれる環境で育つと、暴力というものを理解できないことがあります。そのようなことをもっと表に出して議論すべきだと思います。また、自分がDVで被害を受けていることに気付いていない人もいます。そのような人にも気付いてもらえるよう、配偶者暴力相談支援センターでは、啓発活動を行っています。その一環として、スーパーのお手洗いに名刺サイズで相談機関の連絡先などを記載したものを置いて、ちぎって持って行けるようにしています。

職場で今までに1件DVに関する相談を受けたことがありました。そのときは、家庭内のことだから夫婦間で相談して、駄目なら警察や裁判所に相談するように説明しました。企業は家庭内のことに立ち入りたくないというのが本音だと思います。もっとDVについて世間にPRしていくことが大事だと感じました。また、女性は一時避難をしてから、就職先がすぐに見つかるのか若干心配になりました。

配偶者暴力相談支援センターでは生活支援を行っているので、自立して頑張っている人も多くいます。

#### (ウ) その他

DVに関する相談件数が倍増しているということですが、例えば、離婚調停のときに「夫婦の仲がいいと良い子が育つ」というサジェスチョ

ンを与えるなどして、日本の次世代の若者を育てるという視点に立って、子供は将来親と同じことを繰り返す可能性があるということを分かってもらうための体制作りが必要だと感じました。

子供の虐待の問題は、DVからの連鎖であるケースがあります。子供の様子がおかしいと気付くと、その背後に親がリストラや貧困などの経済問題を抱えており、そのはけ口の無さからDVが起こり、子供への虐待が起こっています。現在は、保育士が親と信頼関係を築き、そして子供のケアをしていくという学習が広がっています。

## 5 次回開催予定

### (1) 地方・家庭裁判所合同委員会

#### ア テーマ

調停事件の運営及び調停委員の人材確保について

#### イ 開催日

平成24年7月17日(火)午後3時

### (2) 開催場所

高知地方・家庭裁判所大会議室